

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年6月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和3年6月7日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

(1) その他の政治団体（記載順序は50音順）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
埼玉未来21	嶋田 智哉子	嶋田 淳	埼玉県川越市宮元町59-1